

市内共通（重点地区を除く）の景観形成基準

建築物の景観形成基準（重点地区を除く）

区分	基準の内容																																	
共通	<p>①周辺地域の景観の状況を把握し、その調和に配慮する。</p> <p>②周辺地域の良い景観の形成に資するよう配慮する。</p>																																	
位置	<p>行為地の選定にあたっては、以下の点に配慮する。</p> <p>①本市の主要な展望地からの眺望や、主要な景観資源を阻害することがないように配慮する。</p> <p>②道路境界線から建物の壁を後退するなど、歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮する。ただし、街並みが連続している地域の場合は、周辺建物と整然と並ぶように優先して配慮する。</p>																																	
形態意匠	<p>形態意匠は、以下の点に配慮する。</p> <p>①本市の主要な展望地からの眺望や、主要な景観資源を阻害することがないように配慮する。</p> <p>②周辺地域の景観との調和や連続性、まとまりに配慮する。特に歴史的建造物に近接する地域での調和や、街路景観の整っている地域での連続性に配慮する。</p> <p>③建築物の高さは、圧迫感を生じないように配慮する。</p> <p>④外壁や屋上などに設ける設備が目立たないように設置する。やむを得ず露出する場合は、建築物との調和に配慮する。</p> <p>⑤屋外階段、ベランダ等が建築物本体と調和を図るよう配慮する。</p> <p>⑥店舗、事務所が立ち並ぶ場合、低層階が賑わい空間の形成に資するよう配慮する。</p>																																	
色彩	<p>外壁、屋根、屋上設備等の外観の色彩（ベースカラー）は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R</th> <th>YR</th> <th>Y</th> <th>GY</th> <th>G</th> <th>BG</th> <th>B</th> <th>PB</th> <th>P</th> <th>RP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（日本工業規格 Z 8721 に定めるマンセル表色系による）</p>	色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP																								
明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																								
彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下																								
材料	<p>建築物の材料は、以下の点に配慮する。</p> <p>①周辺地域の景観との調和に配慮する。</p> <p>②経年変化により景観を損なうことのないよう、維持管理に優れた材料の活用に配慮する。</p> <p>③光沢性のある素材や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用しないよう配慮する。</p>																																	
外構	<p>行為地の外構・植栽は、以下の点に配慮する。</p>																																	

<p>・ 植栽</p>	<p>①敷地の接道部の塀、柵、植栽等については、沿道に対する開放感や、地域の景観との調和や連続性など、まとまりに配慮する。</p> <p>②植栽は、周辺地域の景観と調和するよう、樹種も考慮し、高木・中木・低木の適切な配置に努め、できる限りの緑化に配慮する。また、敷地内に既存の樹木がある場合、その活用に配慮する。</p> <p>③敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化などの活用に努め、沿道に対する開放感や、地域の景観との調和や連続性など、まとまりに配慮する。</p>
<p>その 他</p>	<p>①敷地内の駐車場は、植栽等により周囲の景観との調和に配慮する。</p> <p>②自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、その他の設置物等の設置にあたっては、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮する。</p> <p>③照明設備の設置にあたっては、夜間景観に有効となるよう配慮する。また、過剰な明るさや、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出は避けるよう配慮する。</p>

※配慮すべき周辺地域とは、対象行為から見通すことが可能な範囲を原則とし、対象行為の位置する町丁目とその隣接する町丁目を最小範囲とします。

※配慮すべき展望地とは、①牛久沼を展望する三日月橋たもととします。

※配慮すべき主要な景観資源とは、「シャトーカミヤ本館」、「市民の木」とします。

※高木とは約5m以上、中木とは約1～5m、低木とは約1m未満の樹高のものとしてします。

工作物の景観形成基準（重点地区を除く）

区分	基準の内容										
共通	建築物の位置、色彩等において、周辺地域の景観を尊重し、その調和に配慮するとともに、地域の良好な景観の形成に資するよう配慮する。										
位置	行為地の選定にあたっては、本市の主要な展望地からの眺望や、主要な景観資源を阻害することがないように配慮する。										
色彩	外観の色彩（ベースカラー）は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りでない。										
	色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
	明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
(日本工業規格 Z 8721 に定めるマンセル表色系による)											

開発行為の景観形成基準（重点地区を除く）

区分	基準の内容
方法等	<p>開発行為は、以下の点に配慮する。</p> <p>①できるだけ現況の地形をいかし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮する。</p> <p>②のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮する。</p> <p>③よう壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めるなど、周辺景観との調和に配慮する。</p>

廃棄物等の堆積の景観形成基準（重点地区を除く）

区分	基準の内容
方法等	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、以下の点に配慮する。</p> <p>①周辺の景観を乱さぬよう配置し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。</p> <p>②周辺から目立たぬよう生け垣等により遮へいするよう配慮する。</p>